

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(県警・文書課)

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

### 訓令

○埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の保有する個人情報報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令

(県警・文書課)

### 告示

○彩の国資源循環工場第II期事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧(温暖化対策課)

○蓮田都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生推進室)

○埼玉県農業振興資金についての

告示の一部改正(農業支援課)

○和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

○和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

○加須都市計画道路の変更の案の縦覧

○加須都市計画用途地域の変更の案の縦覧

○上尾都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(公園課)

○宅地建物取引業法に基づく聴聞(開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告(建築指導課)

○(飯能県土)

○(秩父県土)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

## 規則

○建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定(熊谷県土)

六

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月26日

埼玉県公安委員長 由木 義文

### 埼玉県公安委員会規則第12号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成13年埼玉県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第8号別紙、様式第10号、様式第11号及び様式第13号中

「(あて先)

「埼玉県公安委員会 殿」を「埼玉県公安委員会」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第8号別紙、様式第9号別紙、様式第11号、様式第12号及び様式第19号中

「(あて先)

「埼玉県公安委員会 殿」を「埼玉県公安委員会」に改める。

### 附 則

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式に

基づき作成されている用紙については、当分の間、使用することができる。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八四

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	財務局長	一種
	組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許センター長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）	二種
	警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大	三種

附則

宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川	四種
主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 サイバー犯罪対策センター所長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長	五種
次席 副隊長 術科教養部長	

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県警察本部訓令第25号

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月26日

埼玉県警察本部長 松本 治 男

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令(平成13年埼玉県警察本部訓令第27号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第8号別紙、様式第9号別紙、様式第11号、様式第12号、様式第14号、様式第16号、様式第19号別紙及び様式第21号中

「(あて先)

「埼玉県警察本部長 殿」を 埼玉県警察本部長」に改める。

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第2条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第8号別紙、様式第9号別紙、様式第11号、様式第12号及び様式第19号中

「(あて先)

「埼玉県警察本部長 殿」を 埼玉県警察本部長」に改める。

### 附 則

1 この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令に定める様式に基づき作成されている用紙については、当分の間、使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第二百七十一号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により、埼玉県から大里郡寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場第II期事業に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。

この事業に係る関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 関係地域が所在する市町村  
寄居町、深谷市、小川町及び東秩父村

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所  
埼玉県環境部温暖化対策課  
埼玉県東松山環境管理事務所  
埼玉県北部環境管理事務所

埼玉県告示第二百七十三号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号(埼玉県農業振興資金について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

## 埼玉県告示第二百七十二号

寄居町生活環境課

深谷市環境課

小川町環境保全課

東秩父村保健衛生課

口 期間

平成二十年九月二十六日(金)から同年十月二十七日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第二百七十二号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第二百七十三号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号(埼玉県農業振興資金について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年九月二十六日

## 埼玉県告示第二百七十三号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号(埼玉県農業振興資金について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

表第五項貸付限度額の欄中「八十パーセント」の下に「(認定農業者等又は集落営農組織の場合にあつては、百パーセント)」を加え、「三百万円」を「五百万円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

一 認定農業者等とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の五の認定を受けた経営改善計画、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画又は農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画について、当該認定を受けた者をいう。

二 集落営農組織とは、農業を営む法人格のない社団のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

イ 農業者が主たる構成員となつてゐること。

ロ 次に掲げる事項について、適切な規約等の定めを有してゐること。

- (1) 代表者及び代表者の選任の手続
  - (2) 代表権の範囲
  - (3) 農業経営の近代化に資する目的
  - (4) 意思決定の機関及び当該意思決定の方法(意思決定に対する構成員の参加を不当に差別してゐないものであること。)
  - (5) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
  - (6) 会費又は農業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収をしてゐる場合には、その徴収方法(徴収の額又は方法が衡平を欠くものでないこと。)
- ハ 一元的に経理を行つてゐること。
- ニ 原則として五年以内に農業生産法人(水田作又は畑作に係る農業経営以外の場合には法人)に組織変更する旨の目的を有してゐること。
- ホ 水田作又は畑作に係る農業経営の場合は、農用地の利用の集積の目標を定めてゐること。
- ヘ 主たる従事者が目標農業所得額を定めてゐること。

埼玉県告示第千二百七十四号

和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千二百七十五号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千二百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称  
加須都市計画道路三・五・五号不

二 都市計画を変更する土地の区域  
加須市大字礼羽及び愛宕一丁目の各

イ 追加する土地の区域  
加須市大字礼羽及び愛宕一丁目の各

ロ 削除する土地の区域

一部  
加須市大字礼羽及び愛宕一丁目の各

イ 追加する土地の区域  
(三・六・六号中央通り線)

ロ 削除する土地の区域  
加須市土手一丁目、土手二丁目及び

中央一丁目の各一部  
都市計画変更の案の縦覧場所

三 都市計画変更の案の縦覧場所  
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県行田県土整備事務所、加須市まちづ

くり課、騎西町産業建設課

四 縦覧期間  
平成二十年九月二十六日から平成二

十年十月十日まで

埼玉県告示第千二百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

十年十月十日まで

一 都市計画の種類及び名称  
加須都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域  
加須市愛宕一丁目、土手二丁目、大字礼羽、大字久下及び富士見町の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部まちづくり課及び騎西町産業建設課

四 縦覧期間

平成二十年九月二十六日から平成二十

埼玉県告示第千二百七十八号

上尾市から上尾都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉教育会館 三〇一会議室

埼玉県告示第千二百八十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十八条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	平成二十年十月一日 午後一時	被聴聞者の商号又は氏名	西川 文子	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地	越谷市東大沢四丁目三十番地三
-------	-------------------	-------------	-------	---------------------	----------------

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇一会議室

埼玉県告示第千二百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年五月十四日

指令杉整第一九〇二六二〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月十八日第四十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四三

六八番二、四三六九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区銀座六一七一一日産ネットワークホールディングス株式会社  
代表取締役 佐藤 明

埼玉県告示第千二百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県告示第千二百七十九号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年九月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	平成二十年十月一日 午前十時	被聴聞者の商号又は氏名	有限会社岡三住宅	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地	越谷市北越谷四丁目二番七号五〇二号
	平成二十年十月一日 午前十一時	代表取締役	岡本康裕		川越市鯨井新田一番地八
	平成二十年十月一日 午後二時	代表取締役	柳下浩利		さいたま市北区東大成町二丁目二百六十三番地
	平成二十年十月一日 午後三時	代表取締役	吉田長利		新座市東北二丁目三十五番七

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号  
平成二十年九月二日  
指令東整第一九〇〇二九一号

二 検査済証番号  
平成二十年九月十九日第四十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡小川町大字西古里字沼ノ谷七  
一一一、七一二―三、七二三、七二  
三先道路

比企郡嵐山町大字吉田字三反田五六  
四、五六八―一、字高山二四三〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
群馬県伊勢崎市中町六八二  
久保田倉庫 有限会社  
代表取締役 久保田 武明

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十  
五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成二十年九月二十六日  
埼玉県飯能県土整備事務所長  
根岸 功

一 許可番号  
平成二十年六月二十日  
指令飯整第二〇〇〇一―一〇号

二 検査済証番号  
平成二十年九月十九日  
飯整第二〇〇〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字川角字内手一二  
七五番一、一二七六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂戸市南町一六番一四号  
有限会社福栄不動産  
代表取締役 福嶋 篤喜

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十一号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一  
号)第四十二条第一項第五号の規定によ  
る道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十年九月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加 和隆

指定番号	指 定 年 月 日	指 定 し た 道 路 の 位 置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第 四 号	平成二十年九月十八日	秩父郡皆野町大字皆野字坊ノ上五五八番一 三	九・〇〇	一一四・二三	秩父郡小鹿野町飯田二六七四番地 株式会社いのおえ工務店 代表取締役 井上敏

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十六号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一  
号)第八十六条の二第一項の規定により  
認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

認定番号	認 定 年 月 日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第 二 号	二十年九月十七日	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番外四百五十九筆	埼玉県熊谷県土整備事務所

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)
埼玉新聞社 〒330-0851 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―二(代表)